

第3節 日常生活を支援する体制の整備

1 地域における見守り・支え合いの体制づくりの支援

【現状・課題】

- 今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37（2025）年に向け、後期高齢者の急増とともに、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、地域サロンの実施、見守り・安否確認、外出支援及び買い物・調理・掃除等の家事支援など、日常生活上の支援が必要な高齢者の増加への対応が課題となっています。
- 高齢者や要援護者が、地域で安心して日常生活を送っていくためには、地域の多様な力（自助・互助・共助・公助）を活用した取組が必要であり、特に、近所の助け合いやボランティア活動などの「互助」の必要性を再確認し、「支える側」、「支えられる側」という画一的な関係だけではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に見守り・支え合う地域づくりを推進することが必要です。
- また、本県においては要介護（支援）認定を受けている高齢者は全体の約2割で、多くの高齢者は自立した生活を送れる状態にあること、社会参加意欲の高い団塊の世代が今後高齢化していくことから、元気な高齢者が、高齢者や要援護者の見守り・支え合いの担い手として活躍することが期待されます。
- こうした高齢者の積極的な社会参加は、見守りや生活支援の担い手となる重要な地域資源であるだけでなく、社会的役割を担うことが高齢者自身の生活に対する意欲を高め、介護予防にもつながります。
- これまで、地域の高齢者や要援護者が、どの地域に住んでいても漏れなく見守られ、必要なサービスを適時・的確に受けられるよう、声かけや安否確認などを行う在宅福祉アドバイザーの育成、地域の状況や課題を把握・共有するための支え合いマップ^{*1}づくりや地域住民ボランティアを中心としたネットワークづくりの促進に取り組んでおり、全体としては、地域にネットワークができつつありますが、将来的には、高齢化の進行によりネットワークが成り立たなくなるおそれもあり、また、維持・存続が危ぶまれる集落においては、保健・医療・福祉などのサービス機能の確保など様々な課題を抱えています。
- このように地域ごとに高齢化の状況、地域が有する課題や社会資源も異なることから、地域の実情に応じ、これまで育成してきた在宅福祉アドバイザーやネットワーク等を活用しながら、市町村、社会福祉協議会、民間事業者、地縁組織、NPO及び介護予防事業所等が協働し、住民ボランティアも参加した見守り・支え合いの体制づくりが求められています。

*1 支え合いマップ：地域の「気になる人」（支援を必要とすると考えられる人）とその人への住民の関わりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の不足している状況を把握し、その地域の取り組み課題を抽出するもの

【コラム】

人口減少集落での自助意識の啓発と地域づくり（肝付町）

肝付町には、地理的に孤立した限界集落が多く、独居高齢者も多い状況にあったため、人口減少の中で集落の維持するための対応が必要でした。

そこで、まず、地域の住民が自分たちの地域の良いところを再認識するためのグループワークから始め、支え合いマップ（「おたがいきマップ」）を作成したところ、「高齢化によってキーパーソンがいない」、「自治会役員や民生委員への負担が大きい」といったことを再認識し、「自分たちのできることは自分たちでやる」という意識が、地域住民の中に生まれています。

また、高齢化が進んだ集落では、集落内での助け合いだけでは対応が難しいことに気づき、集落同士の広域的な助け合いの取組も開始されました。

さらに、東日本大震災をきっかけに、住民の状況確認や避難連絡を一斉に行うために設置されたICTを活用したテレビ電話を活用し、お互いのお互いの見守りが行われるなど、行政から自立した地域住民主体の取組が進められています。

肝付町僻地地区ITネットワーク及びボランティア現任研修
テーマ：交流人口の増加とネットワーク維持



【コラム】

住民力・地域力・介護力を総動員した地域包括ケア体制づくり（龍郷町）

龍郷町では、支えあいマップづくりを通して地域の現状を把握・共有し、その上で住民・専門機関・行政が協働して、「人材の発見と連携」、「取り組みの発見と継続」、「地域力の発見と形成」に取り組んでいます。

例えば、人材としては、困りごとの発見や見守りをする「地域福祉推進員」、見守りを中心に行う「見守り応援隊」、地域包括支援センターに登録したボランティアである「介護サポーター」などを養成しています。



川内集落では、支え合いマップづくりを手法として、住民が課題や解決策を探し、住民同士の関わり合いの発見につながり、買い物支援やゴミ捨て支援、外出時の連絡など、住民が自分たちでできることを自然に行うようになりました。

また、この取組を進めたことにより、「高齢化が進む中での要介護認定者の減少」、「支え合い活動や地域の自主運営サロンの増加」、「見守り活動の拡大・拡充」といった効果も現れてきているところです。

【施策の方向】

ア 高齢者を地域全体で支える「互助活動」の活性化

- 超高齢社会に対応した地域づくりを進めるには、支え合いマップづくり等を通じて住民が自主的に地域課題を発見・共有することが重要であり、近所の助け合いやボランティアなどの「互助活動」は、課題解決の手段として大きな役割を果たします。
- このため、地域の互助活動について地域商品券等に交換できるポイントを付与する制度（高齢者元気度アップ地域活性化事業）等を活用して、互助活動の普及啓発・活性化に取り組みます。

イ 元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍する地域づくり

- 元気な高齢者の社会参加は、生活支援の重要な地域資源になるとともに、社会的役割を担うことは、高齢者自身の介護予防、世代間交流の促進、地域の活性化にもつながります。
- このため、高齢者の社会参加や健康づくり、地域の互助活動等について地域商品券等に交換できるポイントを付与する制度（高齢者元気度アップ地域活性化事業）等を活用して、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍する地域づくりに取り組めます。

ウ 地域見守りネットワークの充実

- 地域住民のネットワークによる見守り活動は、日常的な生活課題を解決するために大きな役割を果たしており、生活課題が多様化している状況の下で、住民による支え合い活動は、今後ますます重要になってきます。
- このため、地域住民が主体となった支え合い活動の協働化を進める観点から、支え合い活動の地域住民への普及啓発や担い手の育成など、見守りネットワークの地域への定着につながる取組を支援し、要援護者一人ひとりの生活を地域全体で支え合う共生・協働の地域社会づくりを推進します。

2 生活支援・介護予防サービスの提供体制構築の支援

【現状・課題】

- 高齢になると、日常生活を営むうえで不可欠な家事や外出等に様々な不自由を感じるようになることから、今後、更なる高齢化が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していけるよう支援する仕組みづくりを強化する必要があります。
- 特に本県は、全国平均に比べ約10年先行する形で高齢化が進行していること、全国平均に比べて高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が極めて多いこと、県外や都市部への人口流出等による人口減少と高齢化の進行に伴う過疎化が深刻化していることなどから、高齢者の外出や買い物支援、社会参加等のニーズに対応する生活支援・介護予防サービスの提供体制の推進が喫緊の課題です。
- また、平成26年の介護保険制度の改正においては、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村の地域支援事業に段階的に移行され、地域の実情に応じた取組ができるようになったことから、市町村は高齢者の多様な日常生活支援や社会参加のニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じ、創意工夫して生活支援・介護予防サービスを創出する必要があります。
- そのためには、市町村が中心となり、既存の介護予防事業所によるサービスに加え、社会福祉協議会、民間事業者、地縁組織、NPO及び住民ボランティアなどの多様な主体が、それぞれ連携・協力し、地域の実情に応じて高齢者に必要なサービスが提供される地域づくりを推進する基盤整備が必要です。

【コラム】

支え合いマップづくりから始まった、おかずづくりによる地域の見守り
(上小川はつらつ会(霧島市))



霧島市の上小川地区では、支え合いマップづくりに取り組み、地域内にひとり暮らし高齢者と未婚男性がとても多いという地域課題、日頃から子どもたちを巻き込んだ地域行事がさかんに実施されており、行事があるごとに婦人会を中心に食事づくりを行っていることを地域資源として発見しました。その後、住民座談会が開催され、地域の高齢者の方々のために何かできることはないかと検討した結果、日頃から行っている「婦人会の行事食づくり」を活かして高齢者などの食事支援に取り組もうと、食事支援団体「はつらつ会」が発足しました。

はつらつ会では、50～80代の12人の女性達が週2回、地区公民館調理室で100食程度の栄養バランスを考えた4種類の総菜を作り、1パック150円で販売しています。100食のうち80食は自宅への配達も行っており、高齢者の見守り活動にもなっています。

この活動をきっかけにもともと地域内で子どもたちの登下校時見守りパトロールを行っていた男性サロン「うぶすな会」が立ち上がり、「はつらつ会」の活動と連携して地域内の草刈り等の困りごと支援を行うようになっており、今後の目標として、この活動を自治会単位での有償の生活支援のしくみにつなげていきたいと考えています。



【施策の方向】

ア 生活支援・介護予防サービス提供の基盤整備に向けた取組の推進

- 生活支援・介護予防サービスの充実・強化を図るには、既存の取組や組織等も活用した多様な主体の参画が必要であり、これらの多様な主体が連携して、地域を総合的に支援・調整することが必要です。
- このため、サービスの担い手の発掘・育成・ネットワーク化、高齢者ニーズと支援のマッチング等の機能を担う「生活支援コーディネーター」の配置やサービスの提供主体等から構成される「協議体」の設置など、市町村が中心となり地域の実情に応じて実施する生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた基盤整備の取組を支援します。
- また、効果的・効率的な福祉サービスに支障がある中山間地域等においては、障害者、子ども、生活困窮者等も対象に、必要な生活支援を受けることができるよう、小規模な多世代・多機能型の福祉拠点の整備を促進します。

イ 多様な主体による重層的な生活支援・介護予防サービス提供体制の推進

- 市町村と連携して、生活支援や介護予防サービスの担い手となる人材や事業主体等の発掘・育成・ネットワーク化を推進し、既存の介護予防事業所によるサービスに加え、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、社会福祉協議会、民間事業者、地縁組織、NPO及びボランティアなど多様な事業主体による重層的なサービスの提供体制の構築を推進します。
- また、高齢者の健康増進や社会参加活動、高齢者を支援する互助活動の促進を目的としたポイント制度（高齢者元気度アップ地域活性化事業）を県下で展開するなど、地域の自助・互助活動の普及啓発・活性化に取り組み、地域の実情に応じて高齢者に必要なサービスが提供される地域づくりを推進します。

3 生活支援コーディネーターの養成と活動の支援

【現状・課題】

- 生活支援・介護予防サービスの充実・強化に向けては、既存の取組や組織を活用しながら新たなサービス提供主体の発掘・育成・ネットワーク化を促進する仕組みづくりが必要ですが、そのため、高齢者のニーズと多様な提供主体を総合的に支援・調整する機能を担う生活支援コーディネーターの配置が求められています。
- 生活支援コーディネーターは、高齢者のニーズと地域資源の現状把握、不足するサービス・支援の創出、担い手（ボランティア等）の発掘・養成、活動の場の確保、サービス提供主体間の組織化・連携強化、高齢者ニーズと地域資源のマッチングなどの役割を担い、その活動を通して、支援を必要とする高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- 生活支援コーディネーターは、平成26年の介護保険制度の改正において市町村が実施する地域支援事業の中で、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の中核として位置づけられており、計画的な人材育成・資質向上が必要です。

【施策の方向】

ア 生活支援コーディネーターの人材育成・資質向上

生活支援コーディネーターの養成研修を実施し、計画的な人材育成を進めるとともに、相互研鑽や相談の場を設けてスキルアップを図るなど、広域的な視点で生活支援コーディネーターの資質向上に取り組みます。

イ 生活支援コーディネーターの活動支援

生活支援コーディネーターへの指導・助言や相談対応，生活支援コーディネーターのネットワーク化，元気な高齢者をはじめとする生活支援の担い手となるボランティアの育成など，生活支援コーディネーターの活動支援に取り組みます。

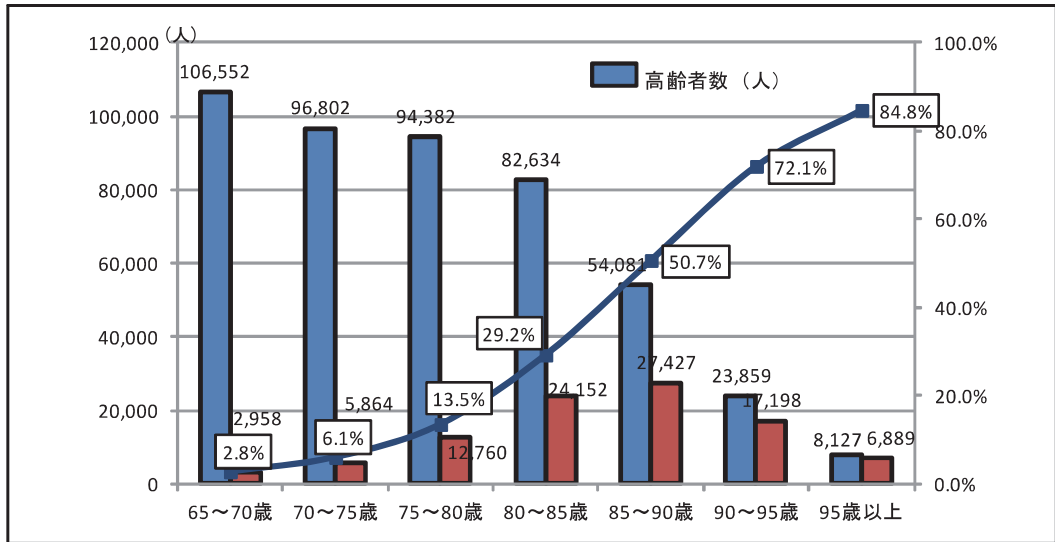
第4節 介護予防の推進

1 自立した生活を見据えた介護予防の推進体制構築の支援

本県の65歳以上の要介護認定者は，平成26年3月末現在で約9万6千人で，介護保険制度開始時の1.7倍，要介護認定率は20.5%であり，年齢が高くなるにつれて認定率は上昇，特に85歳以上では50%以上となっています。

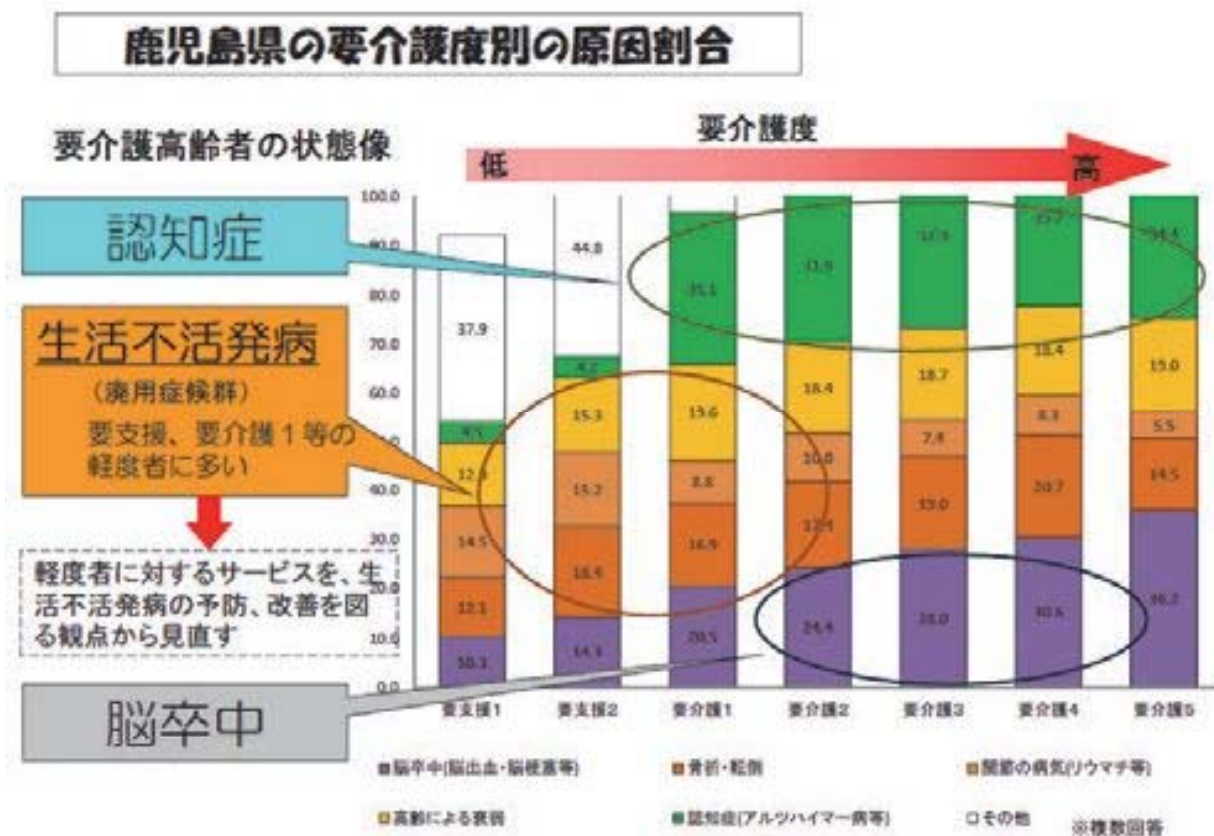
また，平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査によると，介護・介助の主な原因は認知症（アルツハイマー病等）が最も多く17.2%，次いで脳卒中（脳出血・脳梗塞等）15.2%，骨折・転倒は12.3%となっています。

【図表2-4-1】 本県の年齢階層区分別認定率の状況（平成25年10月現在）



[県介護福祉課調べ]

【図表 2-4-2】 鹿児島県の要介護度別の原因割合



[平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査]

【現状・課題】

ア 介護予防の現状等

- 介護予防サービスには、「一次予防事業」、「二次予防事業」、「介護予防給付サービス」があり、市町村において、高齢者の生活機能の程度に応じた介護予防のための取組が行われています。
- 平成26年の介護保険制度の改正に伴い、これからの介護予防は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、一次予防事業と二次予防事業は区別せず、一体的に取り組むこととなりました。全市町村は平成29年4月からこの「新しい介護予防事業」に取り組むこととなっています。
- 平成24年度の介護予防事業（地域支援事業）実施報告によると、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応のために実施される基本チェックリストの本県の実施率は約40%、要支援状態・要介護状態となるおそれの高い65歳以上の高齢者を対象として実施している「二次予防事業」は全高齢者のうち約10%が対象となりながら、事業参加率は1.0%にとどまっています。
- また、平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査によると要介護認定を受けていない高齢者のうち、約20%が過去1年間で転倒しており、40%以上が転倒への不安が大きいと答えています。また、10%以上が「物忘れがあると言われる」、20%以上が「今日の日付が分からないことがある」と回答しています。

- このように、地域の中に介護予防のための支援を要する高齢者が多く顕在しており、介護予防の必要な対象者の早期発見・早期対応、更に重症化予防のための、より効果的で効率的な介護予防の取組の充実・強化が喫緊の課題といえます。

【図表2-4-3】二次予防事業実施状況 (単位：人)

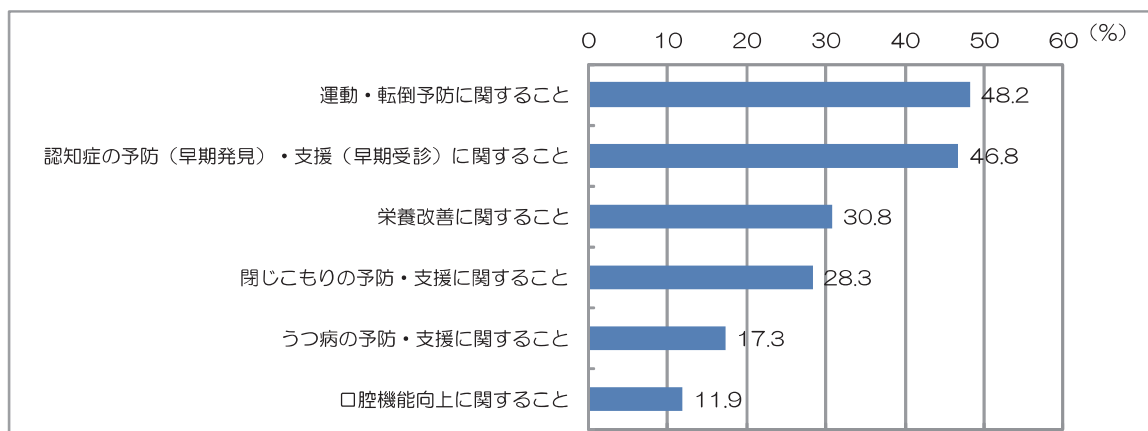
区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全高齢者数	447,908	450,402	460,544
基本チェックリスト実施者数 (全高齢者人口比)	112,681 (25.2%)	200,100 (44.4%)	180,842 (39.3%)
二次予防事業の対象者数 (全高齢者人口比)	12,562 (2.8%)	50,525 (11.2%)	55,048 (12.0%)
参加者数 (全高齢者人口比)	2,896 (0.65%)	5,392 (1.2%)	4,779 (1.0%)
通所型介護予防実施数	41/43市町村	41/43市町村	41/43市町村
訪問型介護予防実施数	15/43市町村	17/43市町村	18/43市町村

[県介護福祉課調べ]

イ 効果的な取組の推進

- 平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査によると、介護予防において、行政が特に力を入れるべき取組としては、運動器の機能向上や認知症の予防・支援等が求められています。
- これまで、介護予防の内容は運動器の機能向上や栄養状態の改善、口腔機能の向上等、機能訓練に偏りがちでしたが、今後、より充実した効果的で効率的な介護予防の取組を推進し、高齢者の自立を支援するため、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援していくことが求められます。

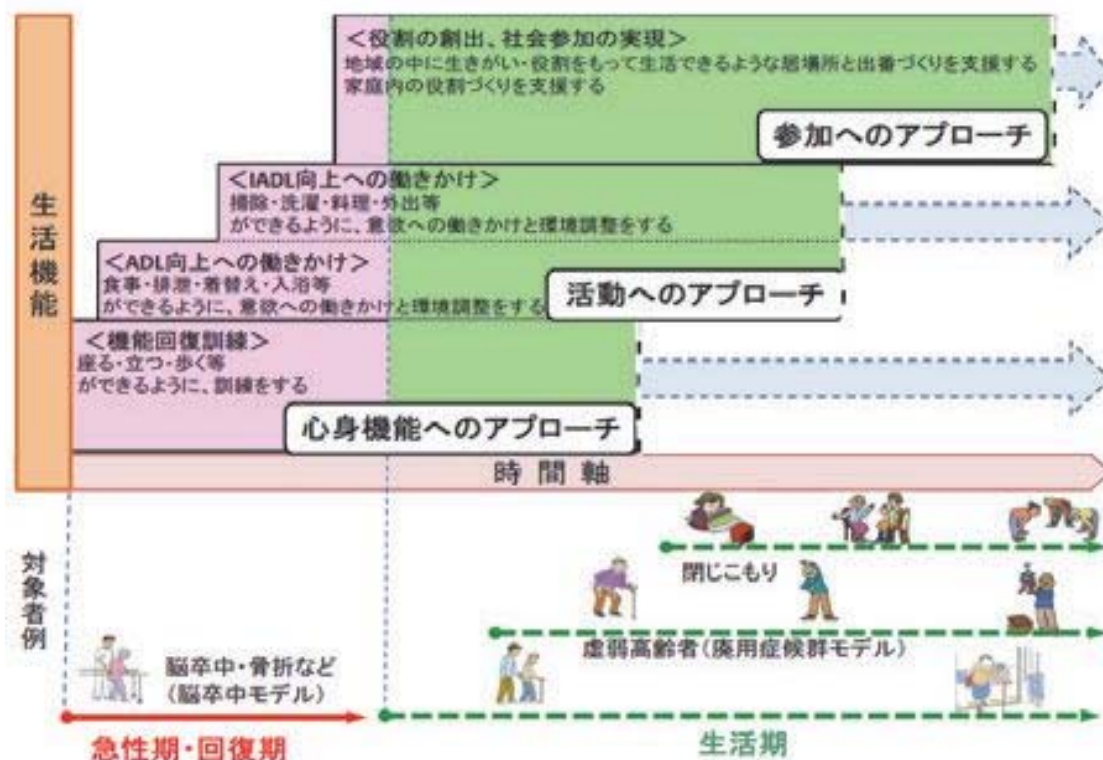
【図表2-4-4】介護予防において、行政が特に力を入れるべき取組（複数回答）



[平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査]

(参考)

【図表2-4-5】高齢者リハビリテーションのイメージ

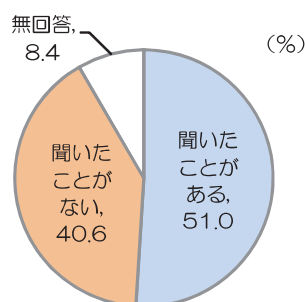


[平成26年7月28日全国介護保険担当課長会議資料]

ウ 介護予防の普及啓発

- 平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者の介護予防に関する認知度は51.0%にとどまっています。これからの介護予防は、高齢者が地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくり等による効果的な取組が求められていることから、地域住民への更なる普及啓発とともに、関係機関の連携等地域全体での取組の展開が重要です。

【図表2-4-6】「介護予防」という言葉の認知度



[平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査]

【施策の方向】

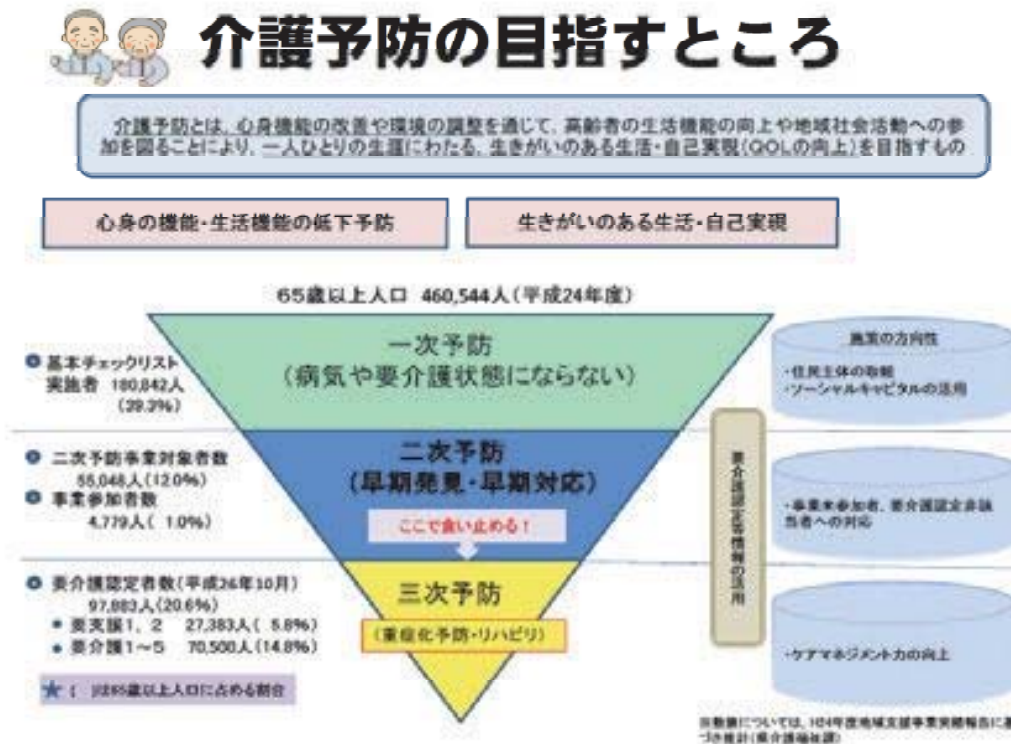
ア 効果的な介護予防の取組の推進

- これからの介護予防は、機能回復訓練等の高齢者個人への働きかけのみではなく、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、自立した生活を送ることができるための取組が求められることから、市町村における介護予防の取組状況に関する現状の把握や課題の検討等を行うとともに、専門職や関係機関と協働した技術的支援等、地域の実情に応じた市町村の介護予防の取組を支援します。
- また、高齢者の生活を見据えた介護予防を推進するため、地域におけるリハビリテーション専門職を活用した市町村の介護予防の取組を促進するよう、地域リハビリテーション広域支援センターや関係機関等と連携し、支援体制の整備を図ります。

イ 介護予防の普及啓発及び体制整備

- 高齢者が要介護状態になっても地域で生きがいや役割を持って生活できるよう、地域住民へ介護予防の普及啓発を図るとともに、地域のリハビリテーション専門職等、介護予防従事者の資質向上に取り組みます。
- また、市町村における介護予防の取組が介護予防事業所等と協働して効果的かつ効率的に実施されるよう、平成25年度に作成した介護予防マニュアル改訂版の活用促進に努めます。
- 地域のリハビリテーション専門職を活用した介護予防活動や、住民が主体となった通いの場の充実等、市町村が行うこれからの介護予防活動の推進のため、必要な支援体制の検討・整備を行います。

【図表2-4-7】介護予防の目指すところ



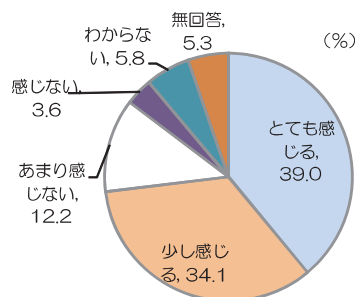
[県介護福祉課作成]

2 地域における介護予防の体制づくりの支援

【現状・課題】

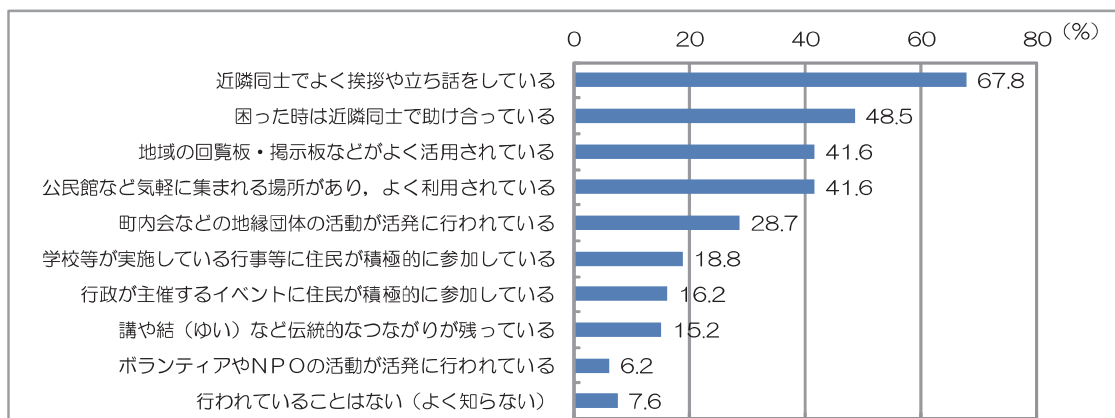
- これからの介護予防は、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチする地域におけるリハビリテーション専門職を活かした取組や、高齢者の社会参加を通じた介護予防が推進されており、対象者の住み慣れた地域での生活を見据えた支援が求められます。
- 県内の全高齢者のうち約8割は活動的な高齢者であることから、高齢者の社会参加を支援し地域の担い手となってもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことが介護予防にもつながるため、活動的な高齢者が地域で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりが求められます。
- また、住民運営の通いの場を創出し、高齢者を年齢や心身の状況等により分け隔てることなく住民が主体的に体操等を行う住民主体の介護予防活動の展開により、住民同士の見守りや支え合い等地域の互助の力の育成等の効果が期待されます。
- 平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査によると、地域のつながりに対する意識としては、7割以上の高齢者が「感じる」と回答しており、つながりを感じることは、近隣同士のつながりや町内会活動等があげられています。
- このような地域にある自助や互助の力を有効に活用し、地域全体での介護予防の取組の展開が求められます。

【図表2-4-8】地域のつながりに対する意識



[平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査]

【図表2-4-9】地域でつながりを感じること（複数回答）



[平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査]

【コラム】

住民主体の介護予防の推進（日置市・いちき串木野市）

国は、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチする、地域におけるリハビリテーション専門職等を活かした取組と、住民が主体的に体操等を行う徒歩圏内の集いの場の拡充を図る、住民主体の介護予防を推進しており、平成26年度から「地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業」を展開しています。

平成26年度は、日置市及びいちき串木野市が本モデル事業に取り組んでおり、体操などを行う住民主体の通いの場の立ち上げ、運営支援を行っています。

県は、モデル市における取組成果等の県内への普及啓発等を通じて、住民が主体となった介護予防活動を促進していきます。

【教室立ち上げ後の写真】

日置市（実施地区：妙円寺2区）



いちき串木野市（実施地区：島平上公民館地区）



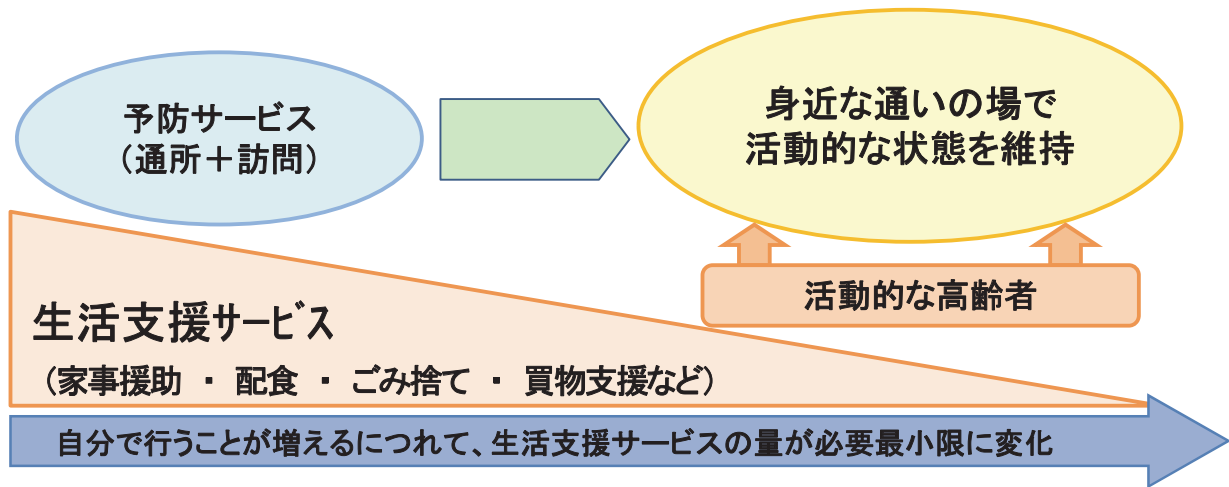
【施策の方向】

地域づくりによる介護予防の推進

- 地域住民が主体となった地域づくりによる介護予防事業の先進的な取組に関する情報提供や好事例の紹介等を行い、高齢者の徒歩圏内の身近な場所に住民主体の通いの場をつくり、活動的な高齢者等による地域づくり介護予防を推進します。
- また、地域における介護予防の更なる普及啓発を図るとともに、地域の活動的な高齢者に支援の担い手となってもらう等、高齢者の社会参加を促進することで高齢者の自立を支援し、高齢者の社会的役割や自己実現が果たされるような取組を推進します。

- さらに、市町村と連携したポイント制度（高齢者元気度アップ地域活性化事業）の実績や優良事例の収集、情報提供により、高齢者の健康増進や社会参加活動を促進します。

【図表2-4-10】 活動的な高齢者を支援の担い手とした自立支援の考え方



要支援者等に対し、一定期間通所と訪問を組み合わせた予防サービスを提供し、可能な限り元の生活に近づけ、その後は徒歩圏内に運動や食事を楽しむことのできる通いの場を用意し、その状態を維持することを目指します。

また、活動的な高齢者にサービスの担い手となってもらうなど、地域社会での活躍の機会を増やすことが、長期的な介護予防につながります。

[平成26年7月28日全国介護保険担当課長会議資料]

第5節 高齢者に適した住環境の形成促進

1 養護老人ホーム

【現状・課題】

- 養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活が困難な高齢者を市町村の措置により入所させて養護する施設で、平成26年4月現在、39施設あり、定員は計2,335人となっています。
- なお、入所者の高齢化に伴う介護サービスの必要性から、約半数近くの施設が介護保険制度に基づく介護サービスを提供する特定施設の指定を受けています。
- 一方で築後30年以上経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、入所者の安全確保及び生活環境の改善を図る観点から、これらの施設については、改築等を進める必要があります。
- また、養護老人ホームは、地域から信頼される施設として、入所者はもとより、地域で暮らす高齢者等の社会生活上の課題解決を支援するなど、地域福祉のフロントランナーとして中心的な役割を担うことが求められています。

【図表 2-5-1】 養護老人ホームの入所率

年 度	施設数	定 員	入所率	特定施設数
平成24年度	39	2,321人	94.6%	17
平成25年度	39	2,321人	93.7%	17
平成26年度	39	2,335人	94.4%	17

[県介護福祉課調べ（各年度4月1日現在）]

【施策の方向】

- 養護老人ホームの入所ニーズは依然としてあることから、施設数及び定員数については、現状維持を基本とします。
- なお、施設入所者の安全確保及び生活環境の改善を図る観点から、老朽化した施設については、市町村及び施設の意向を十分踏まえながら、改築の促進を図ります。
- また、軽費老人ホームは養護老人ホームと同様、施設が有する専門的支援機能を強化し、入所者はもとより、一時的に体調を崩した在宅生活者を短期・中期間受け入れ、その回復・改善を図るなど、地域包括ケアシステムにおける居住・生活支援施設としての役割を果たしていくことが求められていることから、市町村等と連携しながら、これらの体制づくりについて支援していきます。

2 軽費老人ホーム

【現状・課題】

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、身体機能の低下等により独立して生活することが困難な高齢者が在宅福祉サービスを受けながら低額な料金で利用できる施設で、食事の提供等を行う「A型」、自炊を原則とする「B型」のほか、入居者が車いす生活となっても自立した生活が送れるように配慮した居室等の環境を有する「ケアハウス」に分類されています（今後創設が認められているのは「ケアハウス」のみ）。
- 平成26年4月現在、ケアハウスは26施設あり、定員は計830人、A型は7施設で定員は計350人、B型は2施設で定員は計88人となっています。
- なお、軽費老人ホームは養護老人ホームと同様、地域から信頼される施設として、入所者はもとより、地域で暮らす高齢者等の社会生活上の課題解決を支援するなど、地域福祉のフロントランナーとして中心的な役割を担うことが求められています。

【図表 2-5-2】 軽費老人ホーム（ケアハウス）の入所率

年 度	施設数	定 員	入所率	特定施設数
平成24年度	26	830人	89.7%	3
平成25年度	26	830人	92.7%	3
平成26年度	26	830人	91.7%	3

[県介護福祉課調べ（各年度4月1日現在）]

【図表 2-5-3】 経過的軽費老人ホームA型の入所率

年 度	施設数	定 員	入所率	特定施設数
平成24年度	7	350人	98.9%	0
平成25年度	7	350人	99.4%	0
平成26年度	7	350人	100.0%	0

[県介護福祉課調べ（各年度4月1日現在）]

【図表 2-5-4】 経過的軽費老人ホーム B 型の入所率

年 度	施設数	定 員	入所率	特定施設数
平成24年度	2	88人	52.3%	0
平成25年度	2	88人	55.7%	0
平成26年度	2	88人	54.6%	0

[県介護福祉課調べ（各年度 4 月 1 日現在）]

【施策の方向】

- 「経過的軽費老人ホーム」である A 型・B 型は、軽費老人ホーム（ケアハウス）に一元化する方向にあることから、建て替えの際には、軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行促進を図っていきます。
- また、軽費老人ホームは養護老人ホームと同様、地域包括ケアシステムにおける「居住支援（住まい）」と「生活支援」機能を担うとともに、ソーシャルワークに基づく専門的支援により、入所者に限らず地域の様々な高齢者等の生活を支えながら、生きがいづくりや就労支援、介護予防などを通して地域づくりにつなげていくことが求められていることから、一時的に体調を崩した在宅生活者を短期・中期間受け入れ、体調や生活状態等の回復・改善を図るなど、市町村等と連携しながら、その体制づくりを支援していきます。

3 有料老人ホーム

【現状・課題】

- 有料老人ホームは、高齢者を入居させ、食事、入浴、排せつ、その他の日常生活上必要なサービスを提供する「高齢者向けの住まい」で、提供するサービスの内容や入居条件等に応じ、「介護付」・「住宅型」・「健康型」の 3 種類に分けられます。
- 有料老人ホームは、地域包括ケアにおける在宅と施設の中間的位置付けにある居住系の施設として、近年増加傾向にあり、平成24年 4 月現在で182施設、定員は計4,363人であったものが、平成26年 4 月には246施設、定員は計5,703人となっており、今後も増加することが見込まれます。
- 一方で、全国的に設置届出が出されないまま事業を行う施設も見受けられます。

【図表 2-5-5】 有料老人ホームの現状

年 度	施設数	定 員	介護付定員	住宅型定員	健康型定員
平成24年度	182	4,363人	1,604人	2,759人	0
平成25年度	218	5,201人	1,717人	3,484人	0
平成26年度	246	5,703人	1,664人	4,039人	0

[県介護福祉課調べ（各年度 4 月 1 日現在）]

【施策の方向】

- 有料老人ホームについては、サービスの質の確保・向上、利用者保護規定の遵守等が図られるよう指導監督に努めます。
- また、入所者の生活環境を守る観点から、未届けのまま事業を開始する施設がないよう、市町村と連携を図りながら、制度の周知及び設置届出の徹底について指導していきます。

4 サービス付き高齢者向け住宅等

【現状・課題】

- 高齢者の多くは「可能な限り在宅で介護を受けながら住み続けたい」という希望があるものの、高齢者の生活に適したバリアフリー住宅等の普及は十分とは言えず、また、近年の社会経済情勢の変化等から、住宅市場において、世帯人員に応じた適切な広さや性能を有する住宅を自力で確保することができない住宅困窮者が増加しています。
- また、これらの世帯については、その経済力や保証人の確保などの問題から、入居を敬遠されやすい傾向が見られるなど、民間賃貸住宅市場では安心できる住まいの確保に十分対応しきれていない状況にもあります。
- 一方、本県における一般世帯に占める高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合は全国平均を大きく上回り、今後も増加が予測されることから、こうした高齢者世帯の需要に応じた生活支援や適切な介護サービスが確保された住まいの充実が求められています。
- このようなことから、適正な費用負担で居住できる住宅の確保、高齢者のみ世帯でも安心して生活できる生活支援や介護サービスが確保された住まいの提供、それらを地域で支援していく仕組みづくりのほか、民間事業者やNPO、市町村等多様な主体と連携した居住の安定確保等に取り組む必要があります。

【図表2-5-6】 サービス付き高齢者向け住宅等の現状

年 度	管 理 戸 数 合 計 (戸)	サービス付き 高齢者向け住宅		高齢者向け 優良賃貸住宅		シルバー ハウジング	
		棟 数 (棟)	管 理 戸 数 (戸)	棟 数 (棟)	管 理 戸 数 (戸)	団地数 (団地)	管 理 戸 数 (戸)
平成24年度	1,132	24	600	12	107	32	425
平成25年度	1,472	60	925	12	107	33	440
平成26年度	2,085	72	1,532	12	107	33	446

[県住宅政策室調べ（各年度4月1日現在）]

【施策の方向】

高齢者が安心して快適に生活できる住環境を実現するために、県住生活基本計画及び県高齢者居住安定確保計画に基づく施策を推進します。

ア 高齢者向け賃貸住宅等の供給促進

- 高齢者の居住の場の選択肢を拡大するため、安否確認や緊急時対応、生活相談などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅（図表2-5-7）の整備を促進します。
- 公営住宅においては、シルバーハウジング（図表2-5-8）の整備を促進します。また、大規模団地の建替事業等に併せて、高齢者生活支援施設の整備などの検討を進めます。
- 高齢者が安心して自立した生活が営めるよう、公営住宅においては、手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー改修を推進し、民間賃貸住宅においては、事業者等に対してバリアフリー化に関する情報を提供することで、バリアフリー改修を促進します。

イ 賃貸住宅の質の向上と管理運営の確保

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者が安心して暮らすための適正な管理、運営が行われるように、指導・監督を行います。

- ウ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備促進
 - 公営住宅においては、高齢化率の高い大規模団地の建替に併せた高齢者生活支援施設の併設、既設の集会所や空き住戸等を活用した地域見守り活動拠点整備の検討を行います。
 - 既存住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅関連技術者等のバリアフリー化の知識向上を図るとともに、民間事業者等へのバリアフリー化に関する情報提供を行います。
 - 既存の空き家等を活用した低廉な家賃の住まい確保を支援します。
- エ 高齢者向けの住まいの普及啓発
 - 高齢者が自立した生活を営めるよう、住宅資金などの貸付制度の情報提供を行うとともに高齢者の入居敬遠などにより住まいの確保が困難な高齢者世帯を解消するため、高齢者の居住を支える関係機関、団体等と連携しながら、情報提供や相談対応等により、円滑な入居を促進します。
 - 高齢者向け賃貸住宅の供給促進による住み替え誘導と併せ、高齢者が従前に居住していた住宅が利活用されるための仕組みについて情報提供を行います。

【図表2-5-7】 サービス付き高齢者向け住宅の概要

サービス付き高齢者向け住宅

(都道府県知事等による登録を受けた住宅)

【登録基準】 (※有料老人ホームも登録可)

- 《ハード》 ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》 ・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- 【サービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等】
- 《契約内容》 ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

※床面積基準については、鹿児島県高齢者居住安定確保計画において緩和を行っている。

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

※「高齢者向け優良賃貸住宅」
平成10年度～平成23年度に高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき整備された、高齢者が安全に安心して居住できるように、バリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な民間賃貸住宅

[国土交通省資料を基に県住宅政策室作成]

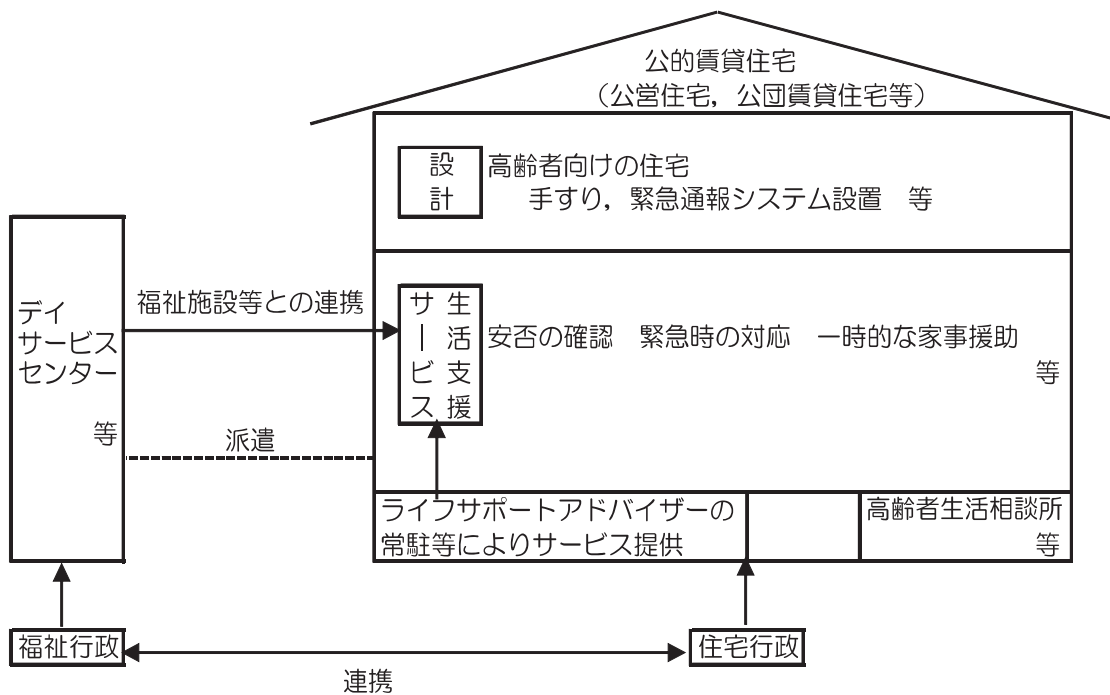
【図表 2-5-8】

シルバーハウジング・プロジェクト

1 目的

高齢者の世帯が、地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに、福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

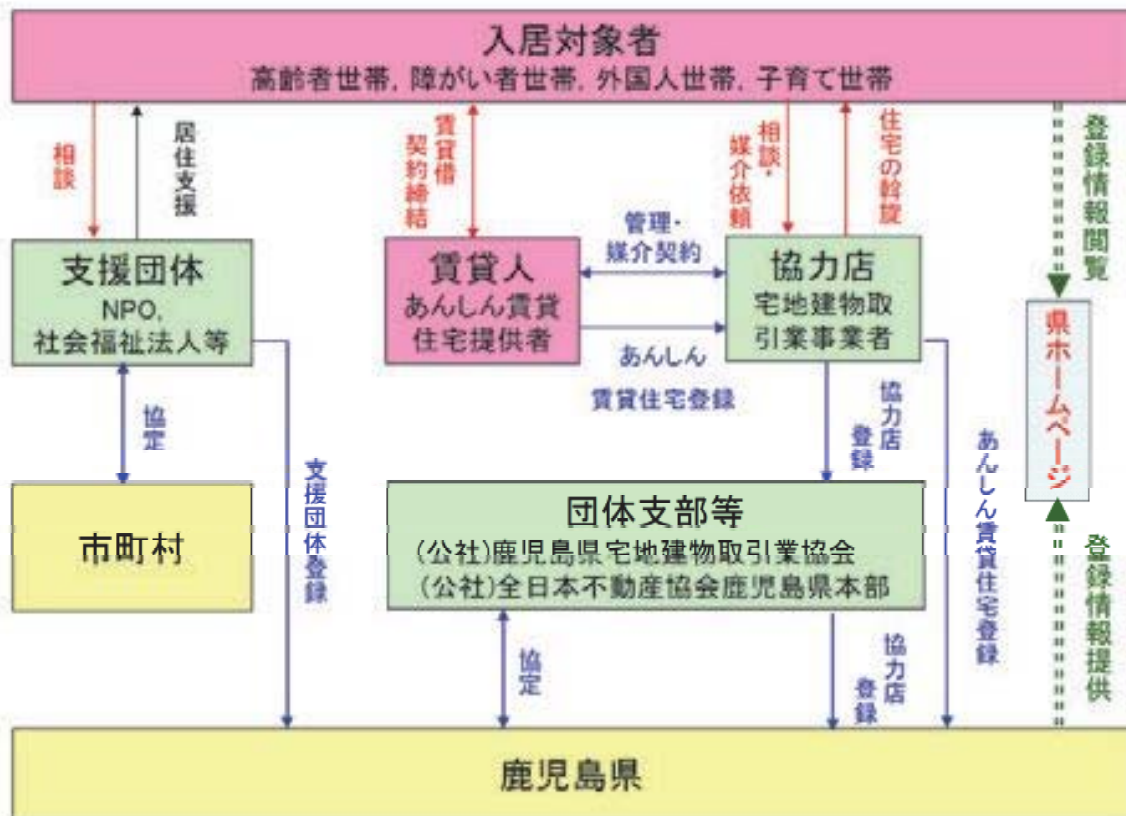
2 概要



[国土交通省資料]

ライフサポートアドバイザー (LSA：生活援助員)		高齢者向け住戸の設計・設備	
・ LSAの派遣	住宅30戸に1人(標準)	・ 安全の確保	手すり設置(下地処理), 床の段差解消, 廊下表示灯
・ LSAの身分	デイ・サービスセンターの職員等	・ 機能性の確保	レバーハンドル, 大型スイッチ
・ LSAの勤務形態	福祉施設との連携による通い又は, 団地内LSA住宅に住み込み	・ 緊急通報装置	緊急通報システム(インターホン, パトライト), 生活リズムオンシステム, 火災警報装置
・ 入居者負担	派遣に要する費用の一部負担		

【図表 2-5-9】 鹿児島県あんしん賃貸支援事業のイメージ



[県住宅政策室作成]